

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の掲示について

令和8年度 駒ヶ根市くらしのガイド制作業務委託の公募型プロポーザル手続きを以下のとおり執行します。

令和8年2月13日

駒ヶ根市長 伊藤 祐三

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 駒ヶ根市くらしのガイド制作業務委託

(2) 業務の目的

市民の利便性の向上を図るため、市民生活に役立つ情報を掲載した冊子を制作することとし、業務デザイン及びレイアウトの編集から製本、配布までを一式委託し、有料公告業務と併せ、一元的な業務として委託する。

(3) 業務内容

- ① 各ページのデザイン及びレイアウト編集
- ② 印刷製本業務
- ③ 「駒ヶ根市くらしのガイド」への掲載有料広告の斡旋
- ④ 3回以上の校正業務
- ⑤ 指定場所へ指定部数の納品
- ⑥ 全戸へ成果品の配布
- ⑦ 成果品データの提供
- ⑧ 電子版の作成及びウェブサイトへの公開

詳細は、別紙「令和8年度 駒ヶ根市くらしのガイド制作業務委託仕様書」のとおり。

(4) 履行期限

令和8年9月30日

2 企画提案書の提出者に必要な条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日現在、令和7・8・9年度 駒ヶ根市物品購入等競争入札参加資格者名簿の営業種目「901 一般印刷」又は「905 複写・製本」及び「1327 デザイン」に登録されている者であること。
- (3) 平成28年4月1日以降において、地方公共団体が発注した同種業務の元請による履行実績を有する者であること。なお、同種業務とは、市区町村総合情報冊子印刷及び全戸配布業務とする。
- (4) 駒ヶ根市から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（企画提案書提出者

の要件を満たす者である確認を受けた後に、指名停止の措置を受けた場合、当該参加資格は取り消しものとする。)

(5) 駒ヶ根市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 次の各号に掲げる者は重複して本プロポーザルに参加できない。

① 会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者

② 一方の会社の会社法人の役員（以下「役員」という。）が、他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者

③ その他、実質的に経営主体が同一と市が判断する場合

3 企画提案を求める内容

別紙「令和8年度 駒ヶ根市くらしのガイド制作業務仕様書」に示す業務の遂行に係る企画提案。

4 参加表明書の作成及び提出に係る事項

(1) 参加表明書（様式第1号）による。

(2) 添付書類

① 法人概要書（様式第2号）

② 業務実績調書（1）（様式第3号）

※同種発行物を1部添付すること。

③ 業務実績調書（2）（様式第4号）

④ 誓約書（様式第5号）

(3) 参加表明書の提出方法等

① 提出期間 令和8年2月13日（金）から令和8年3月3日（火）まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

② 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

③ 提出部数 1部

④ 提出方法 持参又は郵送による。

（郵送の場合は、提出期間最終日の午後5時15分必着とする。提出期限を過ぎた書類は、理由の如何を問わず、受け付けない。）

⑤ 提出先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号

電話 0265-83-2111（内線 254, 255）

FAX 0265-83-4348

E-Mail:keiyaku@city.komagane.lg.jp

(4) 企画提案書提出者の選定に係る事項

① 参加表明書により、企画提案書提出者の要件を満たす者であるか審査する。

② 企画提案書提出者の確認通知書は、令和8年3月4日付けで参加表明書提出者に送付

する。

(5) 企画提案書提出者の要件を満たさない理由の説明請求に係る事項

- ① 企画提案書提出者の要件を満たさない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く）に駒ヶ根市長に対して書面により理由の説明を求めることができる。
- ② 受付場所 上記4(3)⑤と同じ。
- ③ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ④ 受付方法 原則として、持参、Eメール添付又はFAXとする。書面はA4判、様式自由とし、回答を受ける担当者及び連絡先を明記すること。

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案書（様式第6号）による。

提案書に記載すべき事項は、次のとおりとし、提案者において追加したい事項がある場合には、適宜の記載を認める。なお、提案に当たっては、別紙仕様書及び事業者選定の評価基準等を参考とすること。

- ① 提案者の会社概要、同種業務の実績
 - ・会社概要
 - ・事業取組方針
 - ・同種業務における実績
- ② 業務実施体制
 - ・迅速な対応、企画制作能力、業務遂行等に関する実施体制
 - ・全戸配布業務の手順、実施体制
 - ・作成等のスケジュール（事業実施計画）
- ③ 企画・構成
 - ・紙面の企画・構成
 - ・行政情報と広告の明確な区分とそのバランス
 - ・地図情報
 - ・電子版の閲覧機能
- ④ 広告
 - ・広告の収入見込み、募集方法の確実性
 - ・広告に関するトラブルがあった場合の対処方法
- ⑤ その他事業者として特に提案したい事項

(2) 添付資料

- ① 収支計画書（様式自由）
- ② 同種発行物 1種類 10冊

(3) 質問及び回答

- ① 受付期間 令和8年2月13日（金）から令和8年3月13日（金）まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- ② 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 提出方法 原則として、書面により提出するものとする（様式第7号）。
持参、メール添付又はFAXによる。

- ④ 回答方法 質問に対する全ての回答は、令和8年3月17日（火）までに質問者を伏せた形で市のホームページで公表する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。
- ⑤ 提出先 4(3)⑤と同じ。
- (4) 企画提案書の提出方法等
- ① 提出期間 令和8年3月4日（水）から令和8年3月19日（木）まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- ② 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 提出部数 10部（原本1部、コピー9部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送による。
(郵送の場合は、提出期間最終日の午後5時15分必着とする。提出期限を過ぎた書類は、理由の如何を問わず、受け付けない。)
- ⑤ 提出先 4(3)⑤と同じ。

6 企画提案書のヒアリング及び審査に係る事項

- (1) ヒアリング予定日 令和8年3月26日（木）（変更する場合がある。）
詳細は、別途提案者に通知する。
- (2) ヒアリング会場 駒ヶ根市役所 南庁舎2階 大会議室（変更する場合がある。）
- (3) ヒアリング方法
- ① 説明時間 各社35分以内（プレゼンテーション20分、質疑15分）
- ② 説明に必要な機器は、原則として、提案者が用意すること。ただし、プロジェクト、スクリーンは当市で用意する。
- (4) 企画提案書の評価基準
別紙「プロポーザル評価基準」（以下、評価基準という。）による。
- (5) 企画提案書の評価方法及び契約候補者の決定
- ① 企画提案書の評価は、審査委員会が行う。
- ② 審査委員は、7名程度とし、発注担当部長が選定する。
- ③ 審査委員は、「評価基準」に基づく評価を行う。最高得点者を本業務に適した契約候補者として選定するとともに、評価結果を駒ヶ根市指名業者選定委員会に報告する。
- ④ プrezentation参加者が1者のみの場合でも選定を行うものとする。
- ⑤ 総合評価点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定（契約候補者）の対象としない。
- ⑥ 駒ヶ根市指名業者選定委員会は、評価結果を審査し、契約者を決定する。
- ⑦ 契約者の決定は、令和8年3月30日（月）とし、同日、参加者に通知する。
- (6) 企画提案書の無効
- ① 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- ② 提案者が、他人の提案を代理した場合
- ③ その他提案に際して、不正又は不誠実な行為があつたと認められた場合

7 契約の締結に係る事項

- (1) 委託業務の実施に際しては、提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。したがって、特定された契約者と市が委託業務の内容の詳細を別途協議・調整の上、提案の内容を一部変更して契約する場合がある。この協議は、契約者決定通知後14日以内に行い、14日以内にこの協議が整わない場合は、審査の結果、次点とされた者と改めて同様の協議を行うことがある。
- 契約書の作成等に要する全ての費用は、受注者の負担とします。
- (2) 契約書の作成
- 受注者は、市と協議の上、契約書を作成する。

8 情報公開に関する事項

- (1) 本プロポーザルに係る情報公開は、駒ヶ根市情報公開条例（平成11年12月20日条例第25号）に基づくほか、別紙「プロポーザルに係る情報の取扱いについて」による。
- (2) 提出された企画提案書等は、駒ヶ根市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、開示の対象文書となる。
- (3) 提出された企画提案書は、本業務の契約候補者選定以外には、提出者に無断で使用しない。

9 その他

- (1) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出に係る費用のほか、本業務の提案に係る費用は、全て、提案者の負担とする。

駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号
電話 0265-83-2111 (内線 254, 255)
FAX 0265-83-4348
E-Mail:keiyaku@city.komagane.lg.jp